

## 【様式1】

## 平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名: 医薬基盤研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
空調用自動制御装置保守点検料 1式	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	ジョンソンコントロールズ株式会社 大阪市西区鞆本町1-11-7	契約事務取扱要領第9条第1項第4号。システム機器は同社独自のものであり一般性が無く、開発元である同社との随意契約。	—	7,644,000	—	—	平成22年3月31日まで複数年契約を締結しているため。	平成22年度	
吸収式冷温水発生器 保守	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	富士電機総設株式会社 関西支社 大阪市福島区鷺洲1-11-19	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	1,650,600	—	—	平成22年3月31日まで複数年契約を締結しているため。	平成22年度	
電気使用料 筑波	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	東京電力株式会社土浦支社 土浦市千束町4-18	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	30,722,766	—	—	電気を供給できるのは同社のみであるため	平成21年度	
電気使用料 霊長類	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	東京電力株式会社土浦支社 土浦市千束町4-18	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	113,294,069	—	—	電気を供給できるのは同社のみであるため	平成21年度	

## 【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 医薬基盤研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事業用地借料	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	阪急電鉄株式会社 大阪市北区芝田1-16-1	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	17,278,380	—	—	土地所有者以外に契約の相手がないため	5	
土地借料	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	大阪府知事 大阪市中央区大手前2-1	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	48,743,400	—	—	土地所有者以外に契約の相手がないため	5	
平成19年度財務諸表 官報掲載1式	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年9月24日	株式会社かんぼう 大阪府西区江戸堀1-2-14	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	4,435,776	—	—	官報掲載は同社以外ないため	6	
水道使用料 大阪本所	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	茨木市 茨木市駅前3-8-13	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	14,306,030	—	—	契約相手のみ水道事業を行っているため	8	
ガス使用料 大阪本所	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	大阪ガス㈱ 大阪市中央区平野町4-1-2	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	78,882,987	—	—	ガスを供給できるのは同社のみであるため	8	
水道使用料 霊長類	契約担当役独立行政法人医薬基盤研究所研究所長山西弘一 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	平成20年4月1日	つくば市 つくば市谷田部4741	契約事務取扱要領第9条第1項第4号 契約の目的により相手方が特定されているため	—	20,282,008	—	—	契約相手のみ水道事業を行っているため	8	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」